

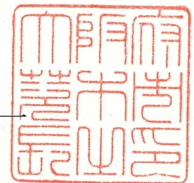
公 示 送 達 書

下記の送達すべき書類について、送達を受けるべき者の住所・居所等が明らかでなく、送達不能のため、高齢者の医療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法第20条の2及び茨木市市税条例第7条の規定により公示送達をする。

なお、当該書類は、茨木市健康医療部保険年金課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令 和 8 年 8 月 19 日

茨 木 市 長 福 岡 洋



記

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| 1 送達する書類名 | 後期高齢者医療保険料納入通知書 |
| 2 送達を受けるべき者 | 辻 功
上野 勝敏
仲間 多美子
山本 美耶子 |